

速記録

平成26年度 淀川水系流域委員会地域委員会(第3回)

日 時 平成27年4月24日(金)

午後 3時 0分 開会

午後 5時 31分 閉会

場 所 近畿地方整備局 新館 3階 A会議室

[午後 3時 0分 開会]

1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 矢野）

それでは、定刻となりましたので、これより平成26年度淀川水系流域委員会地域委員会（第3回）を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます近畿地方整備局河川計画課、矢野でございます。この4月に異動して参りました。どうぞよろしくお願い致します。

本日の出席委員でございますが、全委員12名中、11名の方にご出席頂いております。定足数に達していますので、委員会として成立していますことをご報告させていただきます。

審議に入ります前に、配布資料の確認及び会議運営に当たってのお願いをさせていただきます。

まず、配布資料でございますが、お手元の配布資料リストに記載しております11点でございます。不足資料等ございましたら、事務局までお申し付けください。

続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。

発言の記録は、会議の進行に支障を来さない範囲でお願いします。

会議中における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。

一般傍聴者からのご意見につきましては、委員会の後半でお伺いする時間を設けております。また、近畿地方整備局のホームページや郵送でもお受けしておりますのでご活用ください。

続きまして、携帯電話等につきましては、電源を切るかマナーモードに設定をして頂き、会議中の使用はお控え願います。

会議の秩序を乱す行為、または妨げとなる行為はしないようにお願いします。会議の進行に支障を来す行為があった場合には傍聴をお断りしたり、退室をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

報道関係の方のカメラ撮りはこれまでとさせていただきます。

以上、円滑な審議の推進にご協力をお願いします。

それでは、議事に移ります前に、4月の異動で近畿地方整備局の方で異動が生じておりますので、ご挨拶をさせていただきます。

なお、水資源機構関西支社が水資源機構関西・吉野川支社と名称変更となっております

ので、併せてお知らせ致します。

そうしましたら、今須課長の方から。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川事務所環境課 課長 今須）

河川環境課長の今須でございます。よろしくお願い致します。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 野口）

広域水管理官で来ました野口です。よろしくお願い致します。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

猪名川河川事務所の山下でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 事務所長 河南）

淀川ダム統合管理事務所の河南でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

淀川河川事務所の梅田でございます。よろしくお願い致します。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 森田）

私の方は、淀統からこのたび木津川上流の所長に変わりました森田です。引き続きどうぞよろしくお願い致します。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 山口）

琵琶湖河川事務所の山口です。よろしくお願い致します。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 矢野）

どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせて頂きます。中谷委員長、どうぞよろしくお願い致します。

○中谷委員長

それでは、進めさせて頂きます。

委員の皆様、出席頂きましてありがとうございます。資料にもありますとおり、今日ちょっと議題の項目がたくさんありますが、効率よく進めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、適宜区切らせて頂いて進めていきたいと思いますので、まず資料－１と２について事務局の方から説明をお願い致します。

２．議事

１）淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について

・人と川とのつながり（猪名川）

・河川環境（猪名川）

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

猪名川河川事務所の山下でございます。恐縮でございますが、座って説明させていただきます。

それでは、お手元にお配りしておりますパワーポイントのうち、1つ目と2つ目、「人と川とのつながり」と「河川環境」について説明させていただきますと思います。

まず、「人と川とのつながり」のパワーポイントをご欄頂きたいと思います。

1ページ目でございますが、点検項目としては1から19項目でございます。そのうち、表の右の方に赤字で「有り」ですとか「無し」と書いてございますが、基本的には赤いところが「有り」項目でございますので、ここを重点的に説明させていただきますと思います。

なお、その「有り」の下の「【第2回で説明済み】」のところにつきましては前回報告している内容と同じでございますので、内容につきましては簡潔に説明させていただきます。

また、「（利用と重複）」ですとか「（治水と重複）」と書いているようなところにつきましては他の分野と報告内容が重複してございますので、そこも適宜簡単に説明させて頂ければというふうに思います。

それでは、2ページ目をめくって頂けますでしょうか。まず1点目、指標としまして「住民参加推進プログラムの検討内容」でございます。写真にありますのは、河川レンジャーの方の協力のもとに、地元の少年野球チーム、こちらは40名ほど参加頂いておりますけれども、こういったところで外来植物の説明と実際の除去活動というのをさせて頂いております。こういった河川レンジャーの報告はホームページでも見られるようになってございまして、こういった活動を25年度はさせて頂いております。

続きまして、3ページ目でございます。指標としまして「河川愛護活動等の実施内容・回数」でございます。こちらは猪名川各地で行いましたクリーン作戦、25年度では第11回目を迎えさせて頂きまして、猪名川全域で一気に清掃活動をしましょうということでクリーン作戦を実施、開催しております。その中で各25カ所に分けて実施しております。場所につきましては4ページ目の方に位置図を載せさせて頂きましたので、ご欄頂きたいと思います。こういったゴミを拾うというクリーン作戦の中で参加した人々に川に近づいてもらって、川の状況がどうなっているかというのを見て頂きながらこういったクリーン作戦をさせて頂いているところでございます。

その絵の下に、5ページ目ですけども、点検結果というところがございますが、ここは前回の説明のところの表現ぶりと同じですので、ここも今回は割愛させていただきます。

続きまして、6ページ目でございます。「河川レンジャー選任システム・在籍人数」でございます。猪名川では、平成25年、河川レンジャー様は4名、それと河川レンジャー協力員という制度を設けておまして、こちらが3名。4名と3名の体制で実施してございます。任命に当たりましては、事務所で開催する講習会を受講して頂きながら面接等を行って任命をさせて頂いているところがございます。レンジャーさんの実施・運営に当たりましては、委員会を開催して、事務所で支援できるものですか、どんな分野に広げたいですか、そういったところを委員会で検討しながら今後の活動の拡大化にどういうことができるかというのを少し検討させて頂いてございます。

続きまして、8ページ目でございます。「河川レンジャーと住民・住民団体との交流内容・回数」でございます。図に写真を付けさせてもらっておりますが、先ほどの少年野球チームの外来種講座ですか、その他夏の水辺まつりですか、あとは水質一斉調査ですか、さまざまところで河川レンジャーさんに活動頂きながらこういった取り組みをしてございます。グラフにありますとおり、赤い棒グラフが開催数でございます。25年は7回。青い折れ線グラフが参加人数でございます。約8,000名の関わりがあったというところでございます。

続きまして、10ページ目でございます。指標としましては「環境教育等の実施内容・回数」でございます。先ほども何回かご紹介させて頂きましたが、水生生物調査、水質一斉調査、出前講座など、こういったツールを使いながら地域の子供たち、それと親御さんにも参加頂きながらさまざまな、例えば水質一斉調査ではパックテストなどを使いながら水質を検査したり、あとは実際に川に入ってもらったり、川の水を手ですくってにおいを嗅いでもらったりしながら川とのつながりを一層持つてもらえるような取り組みを進めております。右の絵でございますけども、一庫ダムの方でも子供たちへの社会科見学ということで、ダムの堤体内の観察ですか、そういったものを実施してございます。

続きまして、12ページ目でございます。こちらは前回と内容が重複しておりますが、ちなみに猪名川では情報開示状況は28件でございました。

13ページも前回と同じでございますが、ちなみにこちら猪名川では約1万6,000件ございました。

続きまして、14ページ目でございます。こちら前回と同じものでございますが、こち

らのホームページも猪名川では62件ございました。

15ページ目も前回と同じなので割愛させていただきます。

続きまして、16ページ目でございます。指標としまして「住民、住民団体との交流内容・回数」でございます。こちら猪名川では、猪名川漁業協同組合連合会様と合同で簡易魚道の視察等を実施させて頂いています。その中でいろいろ意見交換などをさせて頂きまして、参加頂いた漁協の方々からは、例えばアユの産卵床に適した河床材料はどういったものがあるのかといったような意見を頂いたりしてございます。右の方は一庫ダムでございますけれども、こちらさまざまな事業者様、例えば水道事業者、管理者様ですとか自治会、利水者様等をお呼びして、一庫ダムの効果、役割、あとは堤体内の見学とか、そういったものをさせて頂いております。

続きまして、18ページ目でございます。「小径（散策路）の整備内容・延長」でございます。こちらは、表にありますとおり、猪名川ではこれまで約9割ほど整備が進んでおりますが、25年度の進捗は特にございませんでした。

19ページ目につきまして、指標としましては「バリアフリー化の内容・実施箇所数」等でございますが、こちら要望等がないという状況で、計画がゼロでございます。25年度も進捗は特にございませんでした。

続きまして、20ページ目でございます。指標としまして「まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容」等でございますが、こちらは猪名川で設置しております協議会において設置箇所、設置内容等を協議しながら進めているところでございます。これまでに47件ほど右のような設置看板を付けて浸水について啓発を図っているところでございます。25年度は10件ほど新たにこのプレートを設置させて頂いております。設置箇所数は左の図面のとおりでございます。

続きまして、22ページ目でございます。指標としまして「自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化」等でございます。こちら猪名川につきましては、下の部分に記載しておりますけれども、各自治体様に対して光ケーブルを直接つないで事務所の持っている情報を、水位の情報ですとか、さまざまな情報を直接ダイレクトに市役所さんにお渡しできるように接続をしております。25年度は豊中市役所様に対して光ケーブルを設置したところでございます。今後は、残りの尼崎市さんに対して早急にできるように今取り組んでいるところでございます。

続きまして、24ページ目でございます。「協議会等の設置状況」でございます。猪名川

流域総合治水対策協議会というものを設置してございます。メンバーは各自治体、流域の10自治体さんと猪名川事務所と水資源さんで成り立っている協議会でございますけども、先ほどのまるごとまちごとハザードマップといった活動を今しているところでございます。

続きまして、25ページ目でございます。「水源地ビジョン策定」等につきまして、一庫ダムでは、ダム湖に流入した流木を利用しまして、子供たちに対してこういったペインティング大会というのを開催してございます。専門家のご指導を頂きながらいろんな表現を楽しむということで、これを通して廃棄物の有効活用ですとかゴミ減量への意識向上に役立てたと考えております。

続きまして、次のパワーポイントの「河川環境」に移らせて頂きたいと思っております。

こちら1ページ目と2ページ目に点検項目として36項目掲載させて頂いておりますが、赤字のところを主に説明させて頂きたいと思っております。

3ページ目でございます。指標としまして「外来種の現状把握と対策必要箇所の選定内容」。こちらは、5年に1回の水辺の国勢調査で外来種の生息状況を調査してございます。24年度の調査で見付かった外来種としましては5種類確認されてございます。写真にありますとおり、オオクチバスですとかブルーギル、カダヤシなど。その他には、タウナギですとかタイワンドジョウなどが確認されているところでございます。

続きまして、4ページ目。指標としまして「駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量」でございます。猪名川河川事務所で、繁茂が著しいということでアレチウリというものがございますが、こういった外来種植物対策の実施のために25年にマニュアルを作成致しました。右に書いてあります「猪名川の外来植物対策マニュアル」というものでございます。流域の皆さんに「これが外来種ですよ」、「どうやって抜いたらいいですか」というようなものを分かり易く説明したものでございますけども、こういったものも配布しながら外来種植物の対策をさせて頂いているところでございます。駆除前と駆除後のとおりでございます。ちなみに、アレチウリにつきましては、25年度は1万2,000㎡ほど駆除を実施したところでございます。

続きまして、5ページ目でございます。一庫ダムでございますが、ダム貯水位の低下操作をしている際に外来魚の駆除を実施しているところでございます。写真のとおりでございます。

続きまして、6ページ目でございます。「外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数」ということでございます。写真にありますとおり、18名10団体の方々に対して25年度は勉

強会を開催させて頂きました。場所は尼崎市の椎堂地先というところでございますけれども、外来種問題に対してこういった啓発活動を行ってございます。

続きまして、9ページ目でございます。指標としまして「河川景観を損ねている不法工作物等の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況・対策箇所数」でございます。不法工作物の是正ですとか不法投棄の防止につきましては、写真のとおり、警告の看板を設置しましたり、パトロールをしながら実施しておりまして、今後も対策を進めて参りたいと思っております。25年度のゴミの量でございますが、台風等もあったということで約227m³の処分を行っております。ちなみに、不法投棄のゴミはこのうち約54m³となっております。

続きまして、11ページ目でございます。指標としまして「干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積」でございます。21年度から北伊丹地区の礫河原再生をしておりまして、このモニタリングのデータがここの表のとおりでございます。平成22年からデータをとっておりまして、22年24年25年と表がございますが、当初は増えていたり、24年の秋には一度減ったり、また25年になると増えていたりということで、動的に安定している状況が今確認されているところと考えてございます。

続きまして、12ページ目でございます。指標としまして「既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数」でございます。猪名川にも堰が幾つかございますが、その中で魚道等がなかった部分につきまして、久代北台井堰ですとか余野川合流点落差工などで簡易魚道の設置を実施してございます。モニタリングとしましては右上のグラフのとおりでございます。設置前後の遡上の種類の状況ですけれども、三ヶ井井堰では7から25、24、高木井堰の方は4、17、32といった状況で推移してございます。アユですとかウキゴリ、モクズガニなどの生息が確認されているところでございます。

続きまして、14ページ目をお願い致します。一庫ダムでございますけれども、一庫ダムでは平成14年度からフラッシュ放流をさせて頂いて土砂還元等を実施しているところでございます。

続きまして、15ページ目でございます。指標としましては「流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保内容・正常流量確保日数」でございます。3つグラフがございますが、右の上が猪名川河川事務所でございます。25年度の円グラフを見ますと、平均渇水流量が6%となっております。ぎりぎりの補給をさせて頂きながらこの数字なのかなと。ちょっと大きいかなとは思いますが、実際渇水ということまでは25年度はなかったもので

すから、ぎりぎりの補給の中でデータとしてこういった状況だったというふうに判断しているところがございます。

続きまして、16ページ目でございます。「水質総量規制の実施体制の検討内容」ということで、猪名川河川事務所では、神崎川水質汚濁対策連絡協議会（水濁協）といったところに分科会というのを設けておりまして、その分科会の中で猪名川に着目して、その水質環境をよくしようという活動を実施してございます。例えば、右にありますように、水環境マップ、上流から下流まで水質がこんな状況ですよというようなものを作って啓発活動をしたり、前述の水質一斉調査などをこういったところで実施させて頂いているところがございます。

続きまして、17ページ目でございます。「河川の水質保全対策の取り組み内容」としまして、先ほどの猪名川分科会が主体となりまして猪名川水環境交流会、写真の左側でございますが、こういったイベントですね。子供たちに来て頂きまして紙芝居ですとかクイズ大会ですとか子供たちの活動実績の報告会ですとか、そういったものを川西市のアステホールというところで開催させて頂いております。右側が伊丹市内にありますイオンの中の1ブースを借りまして、パネル展示会というのを実施させて頂いております。

続きまして、19ページ目でございます。「ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数」ということで、一庫ダムでございますけども、浅層曝気設備等を実施して継続的にモニタリング調査を行っているところがございます。

同様に20ページ目でございますけども、一庫ダムの堆砂につきましては、グラフのとおり、25年度末で約36%となっております。

続きまして、21ページ目でございます。指標の「河川環境のモニタリングの実施内容」でございます。猪名川河川事務所が発注してございますほぼ全ての工事、14件ほどございますけども、この工事に当たっては有識者、環境に詳しい先生方にご助言を頂きたいということで猪名川自然環境委員会というのを設置してございます。この中で工事に当たって工夫すべき点、配慮すべき点を頂きながら実施させて頂いております。例えば、下の写真でございますが、表土の埋め戻しに対しましては、ヨシとかオギとか、そういった根茎の混ざった表土を埋め戻すなどの対策をさせて頂いております。

続きまして、23ページ目でございます。指標としましては「生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数」でございます。先ほどの自然環境委員会のご指導を受けまして、利倉河道掘削工事という場所がございますが、そこでは、下の断面

図にありますとおり、掘削範囲のところは敢えて60日間冠水するような高さで整備をしまして、さらにその表層につきましてはバックホウの爪の跡を敢えて残したまま整備するというような対策を実施してございます。

続きまして、25ページ目でございます。「河川管理者以外の者が管理する施設に対する働き掛けの実施内容」等でございます。猪名川・藻川河川保全利用委員会というのを設置してございます。占用としての公園の新設・許可に当たりまして各委員からいろいろ意見を頂いているところでございます。25年度は川西市さんの東久代公園ですとか猪名川河川敷緑地などの視察を行いまして、川西市さんが今定めようとしております生物多様性戦略、これに基づいた公園の整備ですとか、そういったものについて議論をさせて頂いたところでございます。

簡単で大変恐縮でございますが、以上で報告とさせていただきます。

○中谷委員長

はい、説明ありがとうございました。

それでは、まず今説明を頂きました資料-1の「人と川とのつながり」、そして資料-2の「河川環境」について、質問なりご意見等ありましたら伺っていきます。いかがでしょうか。・・・今、皆さんに見て頂いている間に、初めの資料-1ですかね。簡易魚道とかの中で漁業組合さんとか、その他の取り組みも、ダムの方での取り組みも説明して頂きましたけど、後意見を頂いたということですが、例えばその実現具合といいますか、具体的にこういう計画にしているとか。まあ、後の方では簡易魚道を設置してモニタリングしたということになっているんですけど、地域ともつながっていろいろ意見交換した後、で当然どんどんやって頂くといいんですけど、その中身としてどんな感じなのかなあというのをちょっと、コメントできるようなことがありましたらお願いできますでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

漁協の皆さんですとか、あと河川環境委員会の先生方のご指摘を受けながら魚道の設置ですとか工事を実施してございます。例えば低水の端っこのところはなかなか見られない生物が見られるところもあるのでそこは敢えて触れないで他の工事をしてくださいとか、そういった意見もございまして、そこは着実に工事に反映して、後で先生にもまた評価して頂くような、評価といいますか、見て頂いたり意見を頂いたりしているところもございます。

「人川」の16ページ目の漁協さんの話でございますけれども、こちらは特に魚道につい

てこうしてくださいというよりは意見交換というレベルで。先ほど説明させて頂いたとおりですけども、アユの産卵床を、アユが尾びれをばたばたさせて産卵床を作ると思うんですけど、それに適した河床材料というのはどんなものなのでしょうねという話をして、特にそれを云々ではなくて、そういう議論がありましたというところでございます。

基本的には、その結果報告等も毎回、これは25年度だけやっているという訳ではございませんので、その都度その都度定期的にお話を頂いたり、こちらから報告をさせて頂いたりしているところでございます。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

○志藤副委員長

「人と川とのつながり」のときの河川レンジャーの件なんですけれども、去年は1回、平成26年3月に運営検討委員会を開催されて、現状と課題と今後のあり方についてということ協議されているんですけど、具体的にどういうふうな内容を検討されて、その検討で出てきた具体的な課題についての今後の対応策みたいなことはどの程度議論が進んでいるか、ちょっと紹介して頂けますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

河川レンジャー制度ができて猪名川も約10年ほど経っておりまして、さまざまな課題というか、目標が出てきておりまして、1つが、レンジャーが少し高齢化を迎えていて、次の人の育成が心配になっているというところでございます。例えば、市町村さんから何日に手伝いに来てくださいと言われても、やはり都合で行けなくて、代理の方を探そうにもいないとかいう、そういったこともありまして、高齢化もしているし、自分一人ではちょっとそこに行けないというときもあるというところの課題が何とかならないかというのがまず一つ目の点でございます。あと、これは猪名川だけなのかもしれませんが、防災関係のレンジャーさんが今ちょっと手薄になっているということで、そこは何とかならないかというような点が2点議論されました。

それで、両方に共通するかと思うんですけども、まず事務所としましては河川レンジャー協力員というのを設けまして補佐できるような体制を整えているのと、あとは、沿川の市町村さんに協力頂いて、そのレンジャーの候補者の推薦を今要請しているところでございまして、こちらも継続しながら沿川の市町村さんをお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○中谷委員長

他にいかがでしょうか。

○安満委員

1点すいません。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○安満委員

2011年に猪名川防災ステーションを、並びに川西市の水防センターが整備されました。有事の際にはそこが活動の拠点になるんですけども、平時の際の活用で余り目立ったものがないと思うんです。そこで、河川レンジャーの拠点になり得るのか、それと他の有効利用のお考えが何かあるか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

川西市さんの在家町地区というところに防災ステーションを整備してございます。これは後ほどの「治水」のところの7ページ目に出てきておりますけども、こちらを平成23年に整備させて頂きました。災害時にはもちろん災害用のヘリポートですとか備蓄庫を確保しておりますけど、通常は川西市さんに、占用という訳ではないんですけど、お貸しさせて頂いて、管理もさせて頂いていると。そこはもう十分レンジャーとしての使い方もできますし、それは今日頂いたご示唆ということで、そこも川西市さんとも協力して、どんな活用ができますかというのは少し議論させて頂いたり、レンジャーさんとも相談させて頂きたいというふうに思っております。今の段階で具体的に「これ」というのがちょっと言えないのが恐縮でございますけど、検討させて頂きたいと思います。

○安満委員

分かりました。ありがとうございました。

○中谷委員長

他にいかがでしょうか。はい、上田豪委員、どうぞ。

○上田豪委員

「人川」の16ページです。先ほど漁協の方との意見交換という形での意見聴取があったということなんですけど、前の委員会で平山さんの方からも、「川と人のつながり」の「意見聴取手法の開発」という部分ですので、何をしたかということじゃなしに、どうい

う意見聴取をするための手だてを考え出したかと。まあ、実験的にやって失敗だったら失敗でもいいと思うんですけども、そういうことを載せて頂くということじゃなかったかなと思うんです。

それで、それに関して私は前のときに、この意見交換会、説明会だけじゃなしに、やっぱりワークショップ等をどこの場でも設けて、川をよくしていくための、あるいは川と人とのつながりを強めていくための場を設けたらどうやろうと。それがやっぱり一番いいやろうと。意見を聞いてね。あと、意見聴取をされるだけじゃなしに、自分が参加したという、その決定に参加したということが非常に生き生きと川の活動に参加する手だてになるかなと思いますので、意見とともにその辺のことを聞きたいなと思います。

以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

漁協様との意見交換の中では、「手法の開発に向けた取り組み」という表現では今回新たなチャレンジというところまでは行かなかったのかもしれませんが、必要などいいますか、逐次といいますか、毎年毎年、漁協さんですとか、そういった住民団体の皆さんとは交流をしていきたいと。委員ご指摘のとおり、それをさらに展開するようなどころには25年度はちょっと至らなかったというのは指標の表現ぶりとしては一部合っていないところがあるかもしれませんが、実施については適切にやらせて頂いているというところでご理解頂ければというふうに思います。

あと、漁協さんと我々河川管理者とか関係する者で集まるような会議はさまざまところで、委員会とか協議会とかございますし、いろんなどころで関わってきておりますので、委員からご示唆頂きましたワークショップの場というのも今後検討させて頂いて、どういう形がいいのかというのは少しまた検討を進めて参りたいというふうに思います。

○上田豪委員

意見交換を実施したということではかないということなんですけども、この参加者に、やっぱり来て頂いている人が往々にして幹部の人が来るということになるとは思うんですけども、そういう人たちに意見をどんどん言って欲しい場なんですよと。できるできないというのは別の話ですけどもということで、何かこう、官民の顔合わせの場にならないようお願いしたいなと。ただそれだけに終わらないようにして欲しい。意見聴取の場ですよということをきちっと言ってやってもらうことが大事かなと。できるできないは、これはいろいろな事情があると思うんです。それが1点。

それから、ワークショップの話も出ましたけども、先ほどちょっと言いましたけど、組合員、一般を対象にして意見聴取をする、意見交換をするということが非常に大事なので、その辺はもしされてないんだったらそういう具合にされた方が、意見はまとまりにくいですけども、まとまると動くということがありますので、そういうことをお願いしたいと思っています。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

ありがとうございました。顔合わせの場にならないようにということをごさいましたけども、それはまさに付き合いがきちんとあれば意見も言い易くなる雰囲気醸成されると思いますので、行き来し易い環境を育てていきたいと。いわゆるきちんと定例的に会えるようにして、お互いの壁をなるべく少なく、壁と言ったらあれですけども、意見を言い易い土壌にしていきたいというふうに思います。また、広く参加者を募れるようにそういったものは工夫して参りたいというふうに思います。

○須川委員

まず「人と川とのつながり」の1ページの指標で幾つかありまして、最初の4つぐらいのところなんですけど、回数とか人数とかいうのがもう指標になっているので多分それを照会したら点検したことになるだろうという感じに受け取れるんですけど、そうじゃなくて、例えば一斉クリーン作戦のときは、次の「環境」の方ではこれだけすごい不法投棄があるんだというそのメッセージを伝えたいんだとか、何かそういう目標というのが各事業にあるはずなんで、ちょっとそこのメッセージが何かこちらにまとまりとして伝わってこないなというのが全体の印象なんです。

次、「河川環境」の方で。3ページですけど、実は前回私は、外来種の対策をされることは貴重だけれども、やっぱりベースにある外来種ブラックデータブックみたいな、外来種全体が河川にどれだけあるのかと整理されて、そのうちのこれに取り組んでいるんだという位置付けが必要じゃないかと、そういう意見を述べさせてもらってホームページにも載っているんですけど、でもそういう意見をいつ反映してもらえるかというのが。今回もまた一緒のスタイルなんで。それで、指標のところを見ると、これをやりました、回数、検討内容、これをやりましたということで、指標そのものの中身に新しい、その指標全体を俯瞰するような何かが必要なんじゃないんですかというのが私の意見なんです。だから、指標の追加というような議論を多分させて頂いたんだと思うんですけど、それは指標にないからいつも次の回になるんかしれませんが、そういうことかなとちょっと

理解したんですけど、どうなのでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川調査官 笠井）

今、須川委員からもご指摘を頂きましたように、この指標の中でも「回数」と書いてあって物理的にカウントできるものについては載っているんですけども、その交流内容とか実施内容とか、そういうふうに書いてあるものの表現とかその中身のところをぜひ聞きたいんですけども、そのところが不十分じゃないかという議論は今年度の第1回第2回の委員会の中でもたくさん頂いておまして、今回の最後にも今年度の点検を踏まえてどういう意見を頂いたかというのをまとめさせて頂くことになっています。

それで、この委員会のルールですけれども、今年度3回やらせて頂いていますので、報告書としては私たちの責任でまず作らせて頂いていますので今年度はこの形で報告書を作らせて頂きますけれども、次年度の報告書を作るときには今年度頂いた意見を踏まえて、その部分をしっかりと充実していく、対応していく努力を私たちはさせて頂きたいということでやらせて頂いておりますので、今年度そういう意見を頂いたことも踏まえて、次年度から対応するときにはその部分を工夫していきたいと、こういうことでよろしくお願ひします。

○須川委員

はい、流れは了解しました。

それで、せっかく猪名川ということなので、「つながり」と「環境」の部分の情報が今までの宇治川、桂川とかのお話を伺ったのと印象がかなり違うという感じがします。それはどういうことかということ、流域全体、川西市とか他のところ、国交省の直轄管理区間以外のところのデータがきちっと、割とまとまった形で出ているという印象をちょっと受けました。それは多分猪名川のいい面なのかと思います。逆に言う、「桂川のもっと上流はどないなってんねん」と言っても前回何か抽象的な答えしか返ってこなかったような印象があったんで、そういう意味では猪名川は。多分次に治水の話をお伺いしたらもっとシビアな話が出てくると思うんですけど、そういうコメントです。意見です。

○平山委員

今の須川さんの1点目の繰り返しかもしれないんですけども、進捗で実施回数ですとか参加者数、参加団体数と出ているものが並んでいて、それぞれの年度で「今年は何回ぐらい実施したいという目標があつて、それに対してこれぐらいできた」という基準はあるのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

まず、目標としましては経年的に活動数を増やしていきましようというところですけども、数字的に上限を決めているとかいうところよりは、活動を減らさないで、より上位に向かっていくようにというところで活動しております。

○平山委員

それは大変なことだと思います。増えれば増えるほどいいということですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川調査官 笠井）

今、委員からご指摘の議論についても、その実施回数の部分ですね。回数とか箇所数とか、それぞれ数字を指標としているものがあるんですけども、これは全体の目標がどうあって、今年やったこの数字によって全体目標をどこまで達成しているのかということがやっぱり分かりにくいという意見が非常にあって、そこは全体の目標があるものについてはなるべくそういうものとの比較で分かるような形で書かせて頂くということを来年度についてはより工夫をしていきたいというようなやりとりをさせて頂いておりますので、そこはそうさせて頂きたいと思います。

ただ、その指標によっては全体目標がなかなか設定できないものもあるので、これは指標によってということですけども、できるだけ全体像、全体目標があるもの、分かるものについては明示していくということで検討させて頂きたいと思います。

○平山委員

ありがとうございます。すいません、ちょっとだけ補足で。

増えれば増えるほどいいのかなと疑問に思うところもあります。例えば、この事業を実施するにはこれくらいが適正人数で、プログラムの中身を変えたり今まではちょっとご年配の方が多かったけれども、今年は親子向けにやってみよう等、その対象が変わったりすることによって周知が広がっていくということもあると思います。なので、数字だけ見て多ければいいということではなくて、多分それは後になればなるほど大変なことになってくると思うので、その年度のターゲットにしているもの、「今年はこのことをねらって実施しました。それに対して、対象として来て欲しかった人がこれくらい来ました」という言い方もあると思いますのでご検討頂ければと思います。

○中谷委員長

はい、亀井委員、どうぞ。

○亀井委員

猪名川の河川レンジャーも3年やっております、現在は辞めておりますが、今までの支川のこういうものに書かれたものと猪名川の今回発表したものの中身を同じ内容の捉え方をされると、恐らくさっきみたいなご意見が出ると思うんです。正直申し上げて、これは近畿整備局の発表ですから「河川レンジャーの活動を何回で何人」ということで、これだけを読んでいると、外来種のことしるゴミのことしる、猪名川の直轄区域のそれを「これだけをやりました」という発表に終わっていますが、他の支川は知りませんが、猪名川においてはこれ以外に一般活動団体がすごくありまして、同じ目的についてその年度も同じ活動をしているんです。それがここには数字にも何にも挙がってこないんで、今年度全流域の60%が外来種で埋め付くされてても、河川レンジャーが動いてここで報告されるので、それで今年度全て叩けたかということはありません。本当の一般活動家が動いて、全体の60%外来種がはびこっても、そのほとんどを必要があつてやっちゃっているんですよ。だから、ここの中身で、さっきどの先生もおっしゃったのを数字とか回数とか人数で捉えられたら、平山先生がおっしゃったみたいに、今年度は年配の方が参加してくれて同じことをやっても、来年度は子供たちに向けてというのは。だから、いろんな活動団体がいろんな目的で、その発信する人たちも違うんです。だから、河川レンジャーが発信してない人たちへ向けて、他の団体ないし個人も含めて「じゃ、このエリアではこういう人に手伝ってもらおう」というふうに発信してその年度の外来種対策、ゴミ対策もやっているんで、その辺の誤解がないように。私もずっと猪名川でやっていますので本日は発言しにくかったですけど、どうも今のご意見を伺ってたらその辺の誤解があるなと感じましたので、敢えて発言させて頂きました。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。遠慮なさらずに、どんどんご発言頂ければいいと思います。

今お話を聞いていまして、確かに指標としては、それも直轄管理区間のところで「こういうことをやりました」と言うんですけど、やはりもう一つ、今も議論の中にもありましたように、どうしていこう、どういうところを目標に置いてやりましょうというところが見えにくいので、そしたら、今も亀井委員からお話がありましたが、「流域全体ではこういうことになっていまして、そのうち直轄で抱えている部分はこういうところがあつて、そこについてはこういうことをやりました」的なことが。まあ、進捗の点検ということで流域全体のことをここにストレートに書くかということ、それは多分役割分担ができてい

のでそうはできないのでなんですけども、そこら辺も理解し易いようにというようなことがあるのかなということと、あと、回数とか、その辺の話。冒頭にも申し上げましたが、「やった結果、どういうことにフィードバックされていますか」というようなこともあるんですけど、例えばイオンのショッピングモールで展示会をやりましたねと。そこはパネルが並んでいるだけですと。あとは、河川愛護活動もやってたくさんの方が来ていますけども、そしたら一体そういうところに参加する人は何のためにやっているのか。広報のときだって、何か次のステップへ結び付くような、例えば「猪名川ではこういうところを触っていますけども、皆さんの意見はどうでしょうか」みたいなことを聞くとかですね。多分、防災の点だって、いろいろ取っ掛かりになるようなことを発信できることはいっぱいあるのではないかというふうに思いまして。それがまたこの点検の指標にどう捉まえていくかというのがなかなかややこしい話ではあるんですけど、「こういう活動をやります」ということだけではなしに、その一歩手前に「こういうところを目指しているんで、そのためにこういうアプローチの仕方をいろいろしています」みたいなのも整理しつつやると、分かり易くなってくのではないかというようなことも思ったりと。

はい、どうぞ。

○亀井委員

この水質調査にもパネル展示にも私たちのような河川レンジャーでもなく、他の分科会のメンバーでもありますので、そういう人たちに河川事務所からちゃんとお声が掛かって、私も、このパネル展示もそうですが、水質調査の方も学校にも出向きますし、たくさんの方に私の呼び掛けで協力も得れるようにしていますので、このパネル展示の会場にもずっと詰めておりまして、私の目線から、別にこの水質だけではなく、いろんなことも発信するように。だから、河川事務所が動かれることに対して、幾ら河川事務所主催といえども、声が掛かりますので、たくさんの方が日常的に参加するようになっているんです、猪名川の場合は。それは他と比べてということではなくて、私自身はとてもいいことだと思っています。

○中谷委員長

はい、上田豪委員、どうぞ。

○上田豪委員

ちょっと質問なんですけど、猪名川の方は河川協力団体はどうでしたか。登録が今までの間にあったんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 担当職員）

河川協力団体は、猪名川の方は今2団体登録されております。「流域ネット猪名川」と「自然と文化の森協会」という団体が登録されております。

○上田豪委員

ありがとうございます。今、亀井さんの方からお話があったように、我々市民の側から見ると、役所の事務と事務所の事務ということ以外に、その事務の中にレンジャー以外の市民団体とか今の協力団体とか個人の人がやってて、やってるよという情報を寄せてくれというようなことをして頂いて進めていくということが非常に大事ななと思ひまして今の話もちよっとお聞きしたんですけれども、何か今の亀井さんのお話を聞いているとそれ以外に進んでいるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○平山委員

確認なんですけれども、この進捗点検に載ってくるのは国交省が主体になって実施したものだけで、今、亀井さんがおっしゃったようなことは内容にも書かれてないし、数字としても挙がってきてないということではよろしいですか。

○上田豪委員

それはあかんわ。それは書かな。それを言うてんねん。

○平山委員

それは大変もったいないことだと思います。実施されている内容はここに挙がっているものと同じようなことでしたら、協働とか連携という体制をとって、役割分担が発生すると思うんですけれども、実施する内容は何も変わらないし、負担も分けられるので行政としても市民活動団体としてもやり易くなるのではないのでしょうか。何も行政だけでやっているんだとおっしゃるのではなくて、そういう連携を取ることでここに載せられるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

頂いたご意見のとおり、連携とか、あとは後援という名前貸しとか、いろいろなパターンで事務所が関わるように頑張っております。事務所も、人数の手前という訳ではないんですけれども、把握し切れない部分もあると思ひますけれども、それは日々いろんなお付き合いの中で拡充していけばいいと思ひますので、そういった意味ではなるべく把握できる部分は把握して、それをお伝えできるような整備の仕方も考えていければというふうに思ひます。有機的にいろんな方がやっぺいらっぺいするので、やってることも重複してありますの

で、それを数字でばつと出すのはなかなか表現が難しいのかもしれませんが、そこは表現の工夫とかをしながら進めていきたいと思います。

○亀井委員

多分、今までもそうですが、現状は掴まれていますけれども、その辺がうまくいってないことと、この時点ですら協力団体が2団体とおっしゃるのがもう情報が如何に行っていないか。去年一昨年から加速度的に河川事務所の話し合う場にいろんな団体が参加している集まりが持たれていますので、この時点で10年前の「自然と文化の森」と「流域ネット猪名川」とおっしゃる方が私の方が「えっ？」と正直思いました。11kmぐらいのところは生活の場と川が近いので、本当にたくさんの団体、個人が昔から当たり前のように、普通に、そんなに肩に力を入れずやっております。それを河川事務所が束ねるかどうかは別として、「大事な川だから守ろう」という普通の気持ちが働いている方が多いので、それがここの数字に表れないといけないかという、これはまたちょっと私もどうやっていいのか分からないのが正直なところですよ。

○須川委員

先ほど川西市の生物多様性戦略の計画と連携していくとおっしゃってて、地方の生物多様性戦略のことを今まで委員会で全然触れられたことなかったんですよ、滋賀県の話も京都府の話も。だから、初めて川西市さんの。僕、知らないんですよ、詳細は。やっぱり事務所として、僕はこれも前から言っているんですけども、リスティングを持ちなさいと。淀川管轄のところのレッドデータブックみたいなものを。それで、それに基づいて事務所として「基本、狙いとしてはこういうことを狙っていくんだ」と。まあ、それは戦略なんですけどね。これだけ大きい組織ですから。そういう狙いとか理念とかが訴えられた後は連携に話になってくる訳ですから、何かそういうものがちょっと見えないかな。もちろん広域防災とか防災の方は物すごい進んでいると僕は思うんですけども、特に生物多様性絡みの話。

それから、先ほどの漁協さんの話でも、前のときも話題にしましたが、例えば猪名川の場合は天然アユの遡上みたいなので多少盛り上がりがあるんかないんかというのがちょっと気になるし、そうすると今度は対象の遡上しているチェックで、前に松岡さんがアユをやったってあかんねんというようなおっしゃってたんで、その辺ちょっと魚種はどういうふうに使われているのかなあとか、細かいことも気になるんですけども。

だから、全体としてのストーリーというか、狙いというか、何かそういうものがちょ

つと。事務所としてもいろいろやっておられると思うんですけども、何かそれがちょっと見えにくい、もったいない状況があるのかなと。ちょっと印象です、それは。すいません。さっきと大体重なることを言っていますけど。

○上田豪委員

先ほどの河川協力団体というのは新しくできた制度に登録しているかどうかと聞いたんですけども、それが2つということですね。そういうことです、亀井さん。

○亀井委員

あの例の。

○上田豪委員

はい。ということですので。

○志藤副委員長

先ほどの観点の話を須川先生の方からされたと思うんですけども、今この整備計画に基づく進捗点検というもののワンクール目ですので、こうやっています議論している中でどうも質的なものと量的なものとの整理というのがなかなかできにくいというようなのがいろいろな点で出てきていますので、どういう観点でどういうふうな指標を新たに加えていくのかというようなのをちょっと河川ごとにこれもまた考えていくべき内容というのものもあるような気がしますので、次回に向けて、次の点検に向けてどういうふうな論点を整理すべきなのかということもぼちぼちと議論をしていった方がいいのではないかなというふうに思います。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

一つの例としてショッピングセンターでの展示会とかありましたが、先ほど亀井委員もおっしゃったように、河川管理者だけでなしに他の関わりもいっぱいありますねということ、点検の結果にも「実際はそういうことなんですよ」みたいなことも入れとかなないもったいないかなという気がして、「直轄管理区間、そういう回数を点検しました。けど、実際にはそこではそういう関わりがありますね」みたいなことはコメント的にでも入れとけばいいのではないかと。まあ、コメント的というか、やり方はその物によっていろいろあるかと思いますが、その辺は、今回いろいろ意見が出ていますけども、次の点検に向けてお互いいろいろ議論しながらいい方向に詰めていければというふうには思います。

今の1、2に関して他に。はい、どうぞ。

○上田耕二委員

時間とって申し訳ないけど、ちょっと本会レベルの話とは違うかも分かりませんが、大変気になります表記の問題です。まあ、年度最後ということですので。

この資料-1の中で「人と川」というのと「川と人」というのが何か入り組んだような表現がされているんで、意味があつたら教えて欲しいんですけど。統一された方がいいんじゃないかなとは思いますが。この2枚目のペーパーからは「川と人」になってて、最後の3枚ぐらいは「人と川」になって、頭は「人と川」になって、ほんで「との」がついてたりですな。「川とのつながり」とかいうような。非常にくだらん話ですけど、やっぱり統一された方がいいんじゃないかと思います。前回の第2回もちょっとそう思ったんですけど、どなたかおっしゃるかなと思ったんですけど、次年度以降そうして頂いたら。もし「川」を先に持ってきている意味があつたら教えて欲しいんですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

いえ、これは事務局の手違いでございますので、統一するように修正致します。ご指摘ありがとうございました。きちんとチェック致しますので。失礼致しました。

○中谷委員長

まあ、この冊子の目次からそうなっていますので。「人と川とのつながり」、次のページが「日常からの川と人のつながりの構築」。そこはまた考えていきましょう。

ということで、他にもあるかもしれませんが、次のパートに移らせて頂いて。まあ、川のことですから、今の資料-1、2のことにもいろいろ関係することもあるかと思えます。

はい、どうぞ。

○上田豪委員

申し訳ない。すみません。フラッシュ放流の件を書いたと思うんですけども、ここの報告ではどこのページでしたかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

環境の14ページ目ですね。

○上田豪委員

この表の上に25年度の取り組みということで「実験区におけるオイカワ個体数は190匹となっている。」という具合に書いてあるんですね。これはこのとおり事実だと思うんで

すけれども、フラッシュ放流はそのフラッシュ放流したときの、実験区に影響したということなんですけども、実験区は影響するようなところで作っていると思うんですけど、やはりこのフラッシュ放流というのは、川全体の生物多様性がどうなったかとか量が増えたとか質が変わったとか、こういう問題やと思うので、これだけの報告ではちょっと寒いなという具合に意見を言うときます。以上です。

○中谷委員長

それでは、先ほども言いましたように関連してというところでまたご意見等もお伺いしますので、まずはその1、2は今ぐらいにさせて頂いて、続いて「治水」、「利用」、「維持管理」の3点について説明をお願いしますでしょうか。

・治水（猪名川）

・利用（猪名川）

・維持管理（猪名川）

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

それでは、「治水」から説明させて頂きたいと思います。「治水」のパワーポイントをお開きください。

こちら1ページ目に点検項目が1から次のページにわたって33項目ございまして、赤い部分について説明させて頂きたいと思います。

まず、3ページ目。こちらは「人と川」でご説明させて頂きましたので、割愛致します。

続きまして、5ページ目。こちら「人と川」でご説明させて頂きましたので、割愛致します。

6ページ目でございます。指標としまして「災害時要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化」等でございます。こちらは、先ほどお話しさせて頂きました流域総合治水対策協議会におきまして、各自治体さんが避難勧告等の判断とか伝達マニュアルを作成しているんですけども、こちらの作成に当たってさまざまな支援を行っております。あとは出前講座。自治体さんにおいて出前講座による防災意識の向上・啓発などをさせて頂いております。今の段階でマニュアル等を作成頂いているところは、豊中市さん、伊丹市さん、川西市さんなどがこれまでに制定されているところがございます。

続きまして、7ページ目。こちらは先ほどもお話が出ましたが、「水防拠点整備の内容・箇所数」。こちらは25ではなくて平成23年のお話で大変恐縮なんですけど、23年に

川西市さんの出在家地区にこういったものを整備させて頂きました。今、平常時には住民の憩いやコミュニケーションの場として有効活用できるようにも活用しておりますけども、先ほど意見がございましたとおり、今後はレンジャーさんの活動拠点にも使えるような工夫を川西市さんとちょっと検討して参りたいと思います。

続きまして、8ページ目でございます。「公共施設の耐水化の内容」でございますが、沿川の市町村さんに聞いたところ、25年度は進捗がないということでございました。

9ページ目、「災害対応プログラムの作成内容」でございますけども、こちらもハザードマップ等は既に整備済みでございますが、プログラムの実績は25年度はございませんでした。

10ページ目でございます。こちらも「人と川」でご説明させて頂きましたので、割愛致します。

11ページ目でございます。指標は「流域における保水・貯留機能確保の内容・貯留量」ということで、沿川自治体さんの活動の中で、雨水を一時的に貯めるような調整池ですとか、そういったものを沿川の自治体さんで整備して頂いております。こちらは地域総合治水推進計画というものを策定して、特に兵庫県さんではそういった計画を策定する準備会議を設けて活動されているところでございます。下の表は池田市さんから宝塚市さんまでございますが、これは昭和57年に制定したときの計画における対策容量と今までの進捗率を整理したものでございます。

続きまして、13ページ目でございます。都市計画でございますけども、河川に係る都市計画の変更等はございませんでしたので、特に該当はございませんでした。

14ページ目でございます。「HWL以下、浸透、侵食対策実施内容・延長」でございます。こちらも19年の話で大変恐縮でございますが、写真のような浸透対策工事を、こちらは尼崎市さんのところでございますけども、こういった事例でやってございます。猪名川としましては、整備計画上の整備は完了しているところでございます。

続きまして、15ページ目でございます。「堤防天端舗装実施内容・延長」でございますけども、こちらは25年度は特に整備はございませんでした。

16ページ目でございます。側帯につきましても特に25年度の整備はございませんでした。

続きまして、17ページ目でございます。指標としまして「実績降雨、計画規模降雨における上下流水位の変化内容」でございます。猪名川河川事務所では、この図のとおり、24、25、26と河川の河道掘削を実施してございます。上下流バランスを見ながら、こういった

掘削をやっているところがございます。

続きまして、19ページ目でございます。指標としまして「実績降雨、計画規模降雨における越水」等でございます。左の絵でございますとおり、猪名川は一番左側になりますけれども、25年度では台風18号がございましたが、こちらでは猪名川は氾濫注意水位を超えた青色となっているところがございます。

20ページ目は先ほど説明致しましたので、省略致します。

21ページ目でございます。指標としまして「既設ダムの効果内容・洪水位低下量」でございます。25年度の台風18号の豪雨での一庫ダムの効果でございますけれども、池田市内の小戸地点で約58cmの水位低減効果がありました。こちらもホームページで速やかに公表しているものがございます。右図のとおり、58cmの低下が見込まれております。

続きまして、22ページ目でございます。指標としては「河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数」でございます。絵のとおり、耐震補強というのを照査結果に基づき行っております。具体的には、矢板を打ったり、砂杭による置換等を行いまして補強をしております。整備計画上の計画は全て完了しているところがございます。

続きまして、23ページ目でございます。「津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数」ということで、猪名川の直轄区域に関わるものとしましては、図にあるのは25年に兵庫県さんが発表したシミュレーション結果でございます。少し見にくいんですが、右上のところの一部直轄区間が。ちょっと見にくいですが、分かりますでしょうか。神崎川と合流してまた分派しているところだけが掛かっております。この浸水につきましては、兵庫県さんに聞いたところ、堤防が少し下がるんじゃないかというシミュレーションのもとでこうしているということもございましたので、今後は兵庫県さんのそのデータをちょっと精査させて頂きまして、どういった対策があるかというのを検討して参りたいというふうに考えてございます。

「治水」につきましては以上です。

続きまして、「利用」につきましてご説明させていただきます。

こちら、1ページ目を開いて頂きまして、17項目のうち、赤いところをメインに説明させていただきます。

2ページ目でございます。「秩序ある河川利用に向けての取組内容」等ということで、猪名川では特段の進捗がございませんでした。

3ページ目、「水難事故防止に向けての取組内容」等でございます。絵にあるような子

供たち向けのパンフレットを学校等に配布して啓発を行っております。なお、25年度に水難事故等は猪名川では起きておりません。

続きまして、5ページ目でございます。こちらは環境の部分でご説明しましたので、割愛致します。

6ページ目も同様に割愛致します。

7ページ目でございます。指標としまして「違法行為の是正内容・不法耕作面積」でございます。猪名川の部分では一部是正ができました。内容としましては、現在市道として河川敷を占用している自治体、これは伊丹市さんですけども、一部不法耕作箇所がございます左のようになっておりましたけども、そこを一部是正しまして、右側でございますけど、今フェンスで囲って簡易舗装されている部分になってございます。ということで、1件是正に至ることができました。

続きまして、8ページ目につきましては、先ほど説明しましたので割愛致します。

9ページ目も同様でございます。

10ページ目、「迷惑行為の是正内容・対策箇所数」につきましては、特段の進捗はございませんでした。

11ページ目。指標は「ホームレス対応内容・確認数」ということで、猪名川河川事務所でも対策等を進めております。実数としまして、25年末7人となっております。内容としましては、職員の巡回ですとか自治体の福祉部局職員等と連携しながら病院等の入所に進むようにしているところでございます。

12ページ目につきましては、先ほど説明しましたので割愛致します。

13ページ目も同様でございます。

以上が「利用」でございます。

最後に「維持管理」でございます。

ページをめくって頂きまして、こちらは6項目の点検項目でございます。

まず、2ページ目でございます。指標としましては「堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数」ということで、堤防等の点検要領、こちらに基づきまして順次点検を実施してございます。写真にございますように、一部連節ブロックの下部が抜け落ちているところにつきましては適切に補修をさせて頂いているところでございます。

続きまして4ページ目でございますが、こちらは先ほど説明しましたので割愛させて頂きます。

5 ページ目。指標としまして「点検、修繕内容・実施数」でございます。こちらは一部の例でございますが、許可工作物の門柱でございますけれども、ここに水位が見易いように量水標を取り付けて頂いております。こちらで水位が確認し易くなっております。

続きまして、6 ページ目でございます。指標としまして「河川内樹木の伐採内容・伐採面積」でございます。猪名川河川では、維持作業を通じて伐木作業を実施してございます。昨年25年度は5,500㎡の伐木作業を行っております。なお、写真にございますとおり、幹等については一般の方に配布するように少し長さを揃えて仮置きしてございます。配布に当たりましてはホームページですとかポスターで無料配布を呼び掛けて、昨年度は20件ほど問い合わせを頂きまして、仮置きした量の大体半分ぐらいは一般の方々に配布ができたというふうになってございます。

7 ページ目、「堆積土砂の除去内容・掘削量」でございますが、洪水後に確認しましても掘削が緊急に必要なものはなかったところから、進捗はございません。

8 ページ目でございますが、こちら先ほど説明致しましたので割愛致します。

簡単で恐縮ですが、以上で3分野につきまして報告を終わります。

○中谷委員長

はい、説明ありがとうございました。

それでは、3項目のご質問、ご意見等をお伺いします。もちろん先ほどのところに関連してということでも結構です。はい、どうぞ。

○志藤副委員長

一番最初の「治水」の6 ページ目なのですがすけれども、観点はこのとおりで、指標のところではここは殊さら「災害時要援護者」という文言をお使いになって、そこに向けての避難勧告・指示の発令基準を明確化して、周知体制の整備をします。今、全国的に個別支援計画を作って、災害時要援護者等に関する避難をスムーズに行えるようにということで住民参加のもとで行われているところがございますけれども、今回は猪名川のところを例に挙げて判断・伝達マニュアルの作成について説明を行っているというふうなご説明なのですが、具体的にはどうしょうかね。実際の、ここで指標として置いている「発令基準の明確化及び周知体制整備」というものは何か具体的なところで進んでいることというのがあるのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

25年度の取り組みの中でこの発令基準の明確化という意味では、自治体さんが作るマニ

マニュアルに対して支援を行っているということなので直接明確化をしている訳ではないんですけども、各自治体さんが作っている中で相談やどう表現していいですかというときには、他の自治体の例ですとか全国の例をお示ししたりしながらその支援に努めているというところがございます。それで、周知体制の整備につきましても同様に支援、間接的に協力しているというところがございます。

○志藤副委員長

であるならば、各自治体のところで最終それを国交省の方からのサポートでできたのかできなかったのかというあたりはどの程度チェックされているのかというのもちよっと教えて頂けますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

今、関係10自治体さんの中では、判断・伝達マニュアルができているのは豊中市さんですとか伊丹市さん、川西市さんと聞いております。その他のところにつきましては順次作成等されておまして、そこについても事務所からは支援等、相談を受けながら実施しているところがございます。

○志藤副委員長

他の自治体の方はどうですか。3自治体は一応できたということですけども。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

他の自治体も作成中と聞いているんですが、いつまでというところまでは今ちよっと私自身確認してございませんので、必要に応じ、必要に応じといたしますか、順次作成されているところだと思います。見直しもされているところもあるということでございますので、そこは事務所としては積極的に支援していきたいというふうに考えております。

○平山委員

ここの6ページに書いてある要援護者というのは、具体的にはどういう方をイメージしていらっしゃいますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

地域に限ってという意味でしょうか、それとも言葉としてという意味でしょうか。猪名川に限ってという。

○平山委員

いえいえ。ここの指標で対象にしている人です。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

一般的にということでしょうか。

○平山委員

はい。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

それは、例えば水害ですとか、そういったときに避難をするときに、自分では自力で避難ができない車いすの方ですとかお年寄りの方ですとか、あと情報をなかなか自分では入れることができない方ですとか、そういった方々を対象にしております。

○平山委員

分かりました。以前、河川レンジャーとしてこういう活動をしたことがありました。養護学校のPTAの方から、子供に障がいがあるので避難や避難所での生活が心配だというご相談がありました。それを受けて、県の治水の関係の方、障がい者支援をしている福祉施設の方など様々な立場の方に来て頂いて「じゃ、私たちが持つておかなきゃいけない情報は何なのか」とか「どういうふうなことを知りたいと思っているのか」というような、要は一つのテーマでいろんな立場の人が意見交換をして、それぞれが学び合ったところお母さんたちは何が分からないかが分かったというようなことがあったんです。ここでされている事業は自治体を対象にしているということですが、そこから先はもう各自自治体さんがマニュアルを作つてということかもしれないんですけども、できるのであれば、学校福祉施設、特にこういうことが必要であろうという対象者も一緒にこれをどう使っていくかを考えると有意義ではないかなと思ったので、ご検討頂ければと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

今頂いた意見は大変貴重な意見で、かつ重要だと思いますので、我々も学校等にはいろんなアクションを起こしておりますけども、今、養護学校がどこまでフォローしているかはちょっと即答できなくて大変恐縮なんですけども、養護学校も含めて、お母さん方が安心できるようにいろんな情報を入れていきたいと思っているのと、あと、自治体さんには支援はしているんですけども、我々がその中に入っていけるのであれば、自治体さんと一緒にそういう説明もできるようにその体制を検討していきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○須川委員

ちょっとあっちこちにわたるんですが、治水の件について、11ページ。例えば池田、川西だったら、どこかで水を貯めることができる設備の進捗率が184とか131とか、すごい

努力しておられることが分かるし、先ほどのハザードマップなんかでも池田とか川西が力を入れているというデータが出てきたと思います。一方では、上流、何だっけ、鼓が滝ですか、石がいっぱいあるところ、岩があるところをがりがり削ったりしていますから、どんだん兵庫県の事業としては下流部に水が下りてくることになる訳ですね。

それで、話としては、18ページの上下流バランスを考慮してやっていますということいろいろな整備局管内の事業をしておられるんですが、協議はしていますというのは分かるんですが、そこら辺の筋が、ストーリーがちょっと見えにくいというか、具体的にこういうバランスで進んでいるんですよというのが何かもう一つ記述されていないような印象を受けます。以前、桂川なんかだったら、それは管内、整備局の中だけの話だったからかもしれませんが、割と「こういうところをこういうふうにしてバランスを」というお話を伺えたんですが、ちょっとそのあたりが、どう自治体さんとも連携して広域治水を進めておられるのかというのが何か伝わってこないなという印象を受けますということなんですが、いかがでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

まず、11ページ目の総合治水整備計画の話でございます。これは、開発に伴って「皆さん、河川に流れ込む前に調整池等で水を食い止めましょう」という話がございますけども、この数字は進捗率184であったりというところもあって、これは当初の計画の策定時に既存で分かっている部分だけは数字を載せたので、その後、開発がすごく進んだり、開発がポシャったりしたといういろいろな経緯があって進捗だけでは判断できないんですけども、そういう状況なので、沿川の自治体さんは非常に熱心に総合治水に取り組んで頂いていると思っております。

あと、猪名川につきましては、下流部が大阪府さん、神崎川が大阪府さんで整備されていると。上流側は兵庫県さんが管理されていて、特に銀橋という狭窄部のあるところを抱えております。我々としましては、大阪府さん、兵庫県さんの担当部局とも連携を図りながら、特に下流部の整備、神崎川の方の計画が進むのを見ながら今回のようなその河道掘削等を進めながらやっていっているところがございます、特に明示できるような組織がどんとあるという訳ではなくて、適切適宜といえますか、定期的に府県さんと連携しながら状況を確認して進めているという状況です。

○須川委員

多分ここが隘路になってというところが重要なポイントで、でも先ほどの保全も考えて

丁寧にやっているんだという全体としての、ばらばらとは分かるんですが、それが何かもう一つ全体として分かりにくいなということだと思います。

○上田豪委員

今の件ですけれども、桂川のと きにもう少し上流の分も表して頂かないと流域全体が分からないというようなことを言ったことからすると、この表が出ているだけでもいいなという具合に思っています。

そこで、箕面市さんのところに進捗率ゼロというのがあるんですけれども、対策容量もゼロでということ、流域計画における対策容量は結構ある訳ですけれども、この辺のことをちょっとご説明願えたらなと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

箕面市に聞いてはいるんですけれども、なかなか数字が出しづらいというところかと。対策はされていると思ってはいるので、例えば1 ha以上の開発の場合には設けなさいというような規定もございますので。なかなかその数値、対策容量という数値からは出せないというところもあって今数字を頂けてないという状況だと思いますので。

○上田豪委員

ご苦労なさってる。大阪府は来てるん違いますか。ねっ。大阪府の方から説明あればありがたいですけど。

○中谷委員長

大阪府さん、どうですか。今の状況が分かる部門の方が来て頂いているのかどうかということもありますし。

○河川管理者（大阪府都市整備部 河川室河川整備課長 武井）

基本的に市さんの方でこの指導はされているんですけれども、一応1 ha以上の単位につきましては、調整池の設置とかも容量がございます。それを除いて市さんの方は指導されておるといふうに聞いております。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

すいません。補足させていただきます。1 ha以上の単位の開発が今までなかったということもあって数字が出てこないというところもあるようです。

○亀井委員

私は尼崎市で、それも藻川のすぐそばに住んでおります。藻川、猪名川の堤からさほど遠くないところとか際にたくさんの介護施設がございます。尼崎がこの表にまだ載せら

れないぐらいの関係だというのは初めて分かりましたんですけども、今までも尼崎市ないしその施設から直接河川事務所の方に指導とか、避難のときの訓練とかの要請は一度もなかったんでしょうか。ちょっと驚いているんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

避難勧告のところの話でございますね。

○亀井委員

はい。もし市からあればここに数字で出てくると思うんですが、市からはなくて。今までも市の中ではハザードマップとかをどんどん作って、私たち市民としても受け取っておりますが。尼崎市に関連ある川は武庫川と猪名川、藻川がメインの川なので、ある意味防災上は。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

尼崎市さんのハザードマップですとか避難マニュアル等も順次整備されていると思います。それで、この表に入っていないのは下流域でありまして、あと藻川に入る河川ということで、ほとんど武庫川の方に流れているとは思いますが、新規開発しても全部武庫川の方に行っているのかなと思っております、この表には入ってきていないのではないかなと思います。ただ、尼崎市さんも積極的に、特に園田地区ですとか、そういったところも踏まえてハザードマップですとか避難マニュアルを策定されていると聞いておりますので、そこは抜かりなくやっていたらいいと思っております。

○亀井委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○中谷委員長

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○上田豪委員

2点お願いしたいです。「利用」の7ページなんですけども、是正前、是正後とある訳ですけども、これは簡易舗装してフェンスにしてあるんですね。これはよくあるんですよ。市町村でもね。道の横にまちづくりに一生懸命考えたと思われぬブロンズ色のフェンスで細長いところを、河川用地やったところとか、そういうところをこういう形で人が入らないようにはしてあると。法的に勝手に不法占拠しないということはいいんですけども、活用されないというのがあって、むしろ殺伐としてということがあるんですね。一般の法律的な占用のこととかも余り御存じない市民の方は、「前の方がよかったやない

か、緑があつて」とか「花も勝手にしとったけども」と、こういう話が出るんですよ。こういうときには、ある市町村では、この場所を公募して、あるいは自治会にお願いして花を作ったりとか緑でやったりとかね。一部の人だけに利害を及ぼす野菜とかいうんじゃないし、誰が見ても景観上よくなるというような、やっぱりここまで考えるのが必要なのかなど。川のコンクリート化の話と同じで、ぜひこういうことが検討できればいいなという具合に思います。むしろもっと別の、淀川の河川公園の関係でも、多目的広場みたいな形で芝生にして他の使い方をするとか、何かできればいいなという具合に思います。ぜひ検討して頂きたいなという具合に思います。

それから、「維持管理」の方の6ページですね。前もちょっとお話ししたんですけど、伐木したやつがこれだけしかないのに半分しか利用できないというのは、これはやはり平日ですか、もらいに来れるのは。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

営業している平日だけでございます。

○上田豪委員

そうですね。日曜に出るといろいろ人件費も要る訳ですけども、残ると産業廃棄物としての処理費も要る訳ですので、市民参加も含めて、あるいは時間を決めて、午前中の一部の時間だけでやったら取りに来てもいいけるよというようなことを何か。実際に私の友達でストーブを使っている人も「淀川の枚方まで行きたいんやけど、日曜日やないとあかん。日曜日しか行かれへん」というようなことで、大口で使う人なんですけども、結局はそういうことも言っておられることがあります。猪名川は淀川と違って山手も控えていますので、ストーブを使われる人もたくさんおられると思いますので、ぜひ検討して頂ければと思います。

以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

はい、ありがとうございます。まず伐木の無料配布ですけども、広報の方法はもう少し積極的に、配布の方法とか宣伝の方法を変えて、なるべく地域住民の皆さんの目に触れるようにしたいと思います。あと、その引き渡しの曜日の拡大ですけども、これもちょっと検討させて頂きたいと思います。

あと、もう一つご指摘がございましたフェンスのところでございますけども、これも占用している伊丹市さんにはそういった話があったという話を伝えたいと思います。

もう一点、ちょっと言い訳になってしまうかもしれませんが、手前の部分がまだ不法占用されておりまして、多分ここが改善されたときに一気に道路として使おうというところで伊丹市さんは少し今検討されているのかなというところで、暫定的にフェンスを張っていると。その説明が足りなくて大変恐縮でございます。以上でございます。

○中谷委員長

他にいかがでしょうか。

ちょっと二、三点。小さなことですが、「維持管理」のところですけど、ちょっと言い回しの話。5ページ、「【許可工作物の点検事例】」と書いてありまして、この樋門は許可工作物ですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

樋門は許可工作物でございます。

○中谷委員長

ほんで、量水標を付けたのは河川事務所ですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 山下）

いや、許可されている設置者でございます。

○中谷委員長

管理者に付けてもらったというか、「【猪名川河川事務所】」の下に「量水標の取付を行った。」と書いているんで、結果としてはそうなんですけど、ちょっと言い回しがどうかというのをふと感じました。

あともう一点。自動車学校の例が出ていましたが、例えば流域で他にそういう例があるのか。結果としてはピロティなんですけど、作ったときは駐車場が足りないからピロティにしたんちゃうかと。水のことを考えてピロティにしたのかというのがちょっとどうなんでしょう。まあ、そこは答えて頂かなくても結構です。それは、例えば開発なり総合流域協議会などの中でまた開発の許可をする担当部門の方に当然出番があると思うので、そこら辺でいろいろ話が進むといいのかなと思ったりしてて。

それで、それに関する要望なんですけど、先ほども出ていましたけど、この猪名川は他の下流の神崎川に至る全体像が見えにくいということもありましたので、例えば作ってもらった資料はこれから防災面にPRするのもショッピングセンターの展示会とかにも使えると思いますので、ぜひ川筋の下流も含めた「今、どういう安全度の状況にあるか」的な情報があると、やっぱりそういうことを見て住民さん自体も防災に気を付けなくちゃ

いかんとか、いろいろそういうところへつながってくる話かなと思いますので、そういうのが一つあると分かりいいのかなというのを感じた次第でございます。

他にいかがでしょうか。はい、上田耕二委員、どうぞ。

○上田耕二委員

耐震、これは何ページですかね。22ページで、こういう項目が以前の委員会でも出てきたのかどうかちょっと記憶がないんですが、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、河川構造物はすべてレベル2ということになっているのか、それとも重要構造物がレベル2で、そうでないものはレベル1かという。まあ、全部レベル2対応ということになっていますが、レベル1対応を全て手を付けなければならないというふうな理解でいいんですかね。ここで「要耐震点検8箇所」とか書かれていますけども、その要点検箇所でない施設はもう既にレベル2対応になっているのか、それとも重要構造物でないから要点検箇所外になっているのか、その辺を少し。まあ、細かい話になればまた別途の機会でも結構なんですけど、ちょっと教えて頂きたいなと思いますのと、「耐震対策」と表現されているのは耐震補強という理解でいいのかどうかということ、その点を少し、時間があるようでしたら、ここで教えて頂きたいなと思います。

○中谷委員長

あんまり時間ないんですけど、今の点について大変大事なところですので、基本的な方向性といいますか、今取り組んでおられるところをちょっとご説明頂ければと思いますが。はい、どうぞ、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川調査官 笠井）

L2、レベル2対策については、津波の遡上する区間、地震発生後の津波が遡上する区間を対象にして照査を行った上で対応すると。

それで、レベル2なんですけれども、堤防及び水門、樋門、それから堰が対象になります。ただ、これまでレベル1の対策をしてきていますので、ほとんど多くの区間についてはレベル1対策が済んでいけば、照査をした結果、レベル2においても所要の耐震性は確保されているということがありますけれども。

○上田耕二委員

すいません。じゃ、個別のことで申し訳ないんですけど、背面の状況とか、あるいは木津川みたいな、あんなところでも、上流でも堤防はレベル2という理解でいいんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川調査官 笠井）

津波の遡上する区間ですので、河口からごく数kmまで。まあ、10km程度ですかね。そのぐらいまでが対象になるということでございます。

○上田耕二委員

補強ということでもいいんですね、今やられている対策は。耐震補強されているという理解でいいんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川調査官 笠井）

はい、それで結構です。

○上田耕二委員

すいません。ありがとうございます。

○中谷委員長

はい、松岡委員、どうぞ。

○松岡委員

猪名川とちょっと離れるかもしれませんが、「利用」の4ページ。川らしい利用とか、そういうことでいろんな活動をされているんですが、河川をずっと見ると、対象者の中に釣り人とか、レジャーの中のそういう人の対応がどこにも今まで明記がなかったと思うんです。河川の利用の中で船もあるし、釣り人も重要な位置にあると思いますので、この辺の項目を入れてもらうなり、検討してもらう必要があるのではないかなと。多分、規制をしないと、いろんなところに工作物で釣りの場所を占領される傾向があって、権利が発生する、規制がどこまでできるかという問題が出るのではないかなと。この辺も早期に検討を。例えば桂川、淀川、いろんなところで釣り人の地域が何の規制も受けてないように思いますので、何か今のうちにこの項目を挙げといて頂ける方がいいのではないかなと思います。

○中谷委員長

そこはなかなかあれですね。釣りする人は堤防の上を歩くのと一緒で。どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 野口）

一応、一般的な話になってしまうかもしれないんですけども、釣りとかいうのは基本的には河川の区域の中ではいわゆる自由使用という、その辺で散歩したりとかジョギングしたり、釣りをしたりというのはそっちの範疇に基本的には入りますので、そういう特異な条件がない限りは自由に使ってくださいという世界には今はなっていると思います。

今おっしゃったのは、背景として釣り人がいろいろまずいんでもうちょっと規制せえと

いうふうなご趣旨でおっしゃったんでしょうか。

○松岡委員

桂川の三川合流の地点で、船を出して、桜でしたか、何かを見ろというのを促進されてたはずだと思うんです。人を乗せて流れを作っていくという。ここに釣り人が入ったら航行ができない、もしくはレジャーのジェットスキーとか、あの辺も航行の自由になるんで、その辺もちゃんと検討していかないと、河川の幅の中で相互に利用ができなくなるんじゃないかなと考えます。

○亀井委員

猪名川に直轄区間も源流から含めて36kmの間に4つの漁協がしっかり下流域までありまして、その人たちが船外機の付けた船を出すとか船でたも網を打つとか、そういうことに関しても厳しくパトロールしていますので。猪名川の場合は、私の知っているところは、下流域なんで、個人的に岸から釣ると。それが外来魚であれ在来魚であれ、別に規制はありませんので、普通に個人の楽しみとして使用しているし、その度を超すと漁協さんのパトロールで注意されるというふうに日常的には見ております。

ただ、さっきおっしゃったみたいに、猪名川みたいなところでも勝手に何人か寄り集まって、人目に付かないときに堰を造ってしまって流れを変えてしまった例が実際ありまして、それに対しては漁協さんも、下流域ではそんなに漁業権というあれは発生していませんので、要は見逃していると。河川事務所の方も、夜の間にごんごん石が高くなって数mにわたって完全に堰き止めてあっても、特定できないのでそのままであって、私は漁協さんに連絡して、漁協の人と一緒にその堰を3年前に撤去しました。でも、もうみお筋が変わってしまったので復旧できませんでした。そんなこともありました。

○中谷委員長

それはかなり大げさな。

○亀井委員

はい、そうです。

○中谷委員長

ああ、そうですか。

○亀井委員

はい。もうそれを10何年か前に対岸でやって、そこが大きな止水になってしまって、原田の下流側なので水がすごく悪くて、そこへごんごんへラブナを放り込んで。それで、

汚泥がどんどん10何年にわたって溜まって彼らではどうしようもなくなっただけです、そのときにちょうど利倉橋という橋に工事が入ることで一斉にきれいになって、今は床固めもフラットになっていますが、彼らはそのやり方をやったことを知って、そういうやり方をしてても河川事務所が手を出せないというより出さないということを知って、今でも、私、川へ行って見たら分かるんです、彼らのグループがやっているところは。それで、個人的には潰しますし。イタチごっこですが、小さな川ですので、それが現状です。

○中谷委員長

ちょっとその情報交換はこれから密にして頂いて、対策を考えて。

○亀井委員

私の方は初めから、レンジャーであれ、なかろうと、河川事務所に言っていますので。ちゃんと相談に上がっていますし、河川事務所が動いてくださらなくても写真も全部お渡ししていますし。私そのものの活動スタイルが、逆に言うと、河川事務所が動きづらいところを個人レベルで潰せるところは潰すし、助っ人を頼みたかったら頼めるような活動の仕方をしていますので、正直申し上げて、それはあうんの呼吸でやっております。でも、全部写真も残して、やる前もやり終わっても全部報告しております。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 梅田）

松岡委員から三川合流部のお話を言われておりましたが、八幡桜まつりのときに花見船を運航したりしておりますので、その関係で何か問題があるのかどうか、何か支障があるのかどうかは関心を持って見ておきます。

○松岡委員

いや、その辺が気になったもので。例えば4ページですかね。いろんな人を対象にやっていますが、釣り人も関係して動きを掛けてもいいんじゃないかなと思いました。

○中谷委員長

はい、ご指摘ありがとうございます。他に。

○上田豪委員

この「維持管理」のところになるとは思うんですけども、ちょっと質問なんです。猪名川だけじゃなしに淀川の方で、最近、猫の餌やりについて、以前は「餌はやらないでください」ということが書いてあって、河川レンジャーも、あるいは市民団体も「そうやそうや」と。僕はいつも言っていたんですけど、こういうことによって猫が実際繁殖して、バ

ツタは食べるわカエルは食べるわ、そういう意味では生態系に影響するのでそういうことは止めて欲しいなど。河川事務所はいい具合にやってるなと思っと思ったんですけども、つい最近、去年ぐらいから「餌を最後まで食べるのを確認してください」と。「餌を残すと衛生上悪いです」と、こんな書き方をしているんですね。先日、1カ月か2カ月ほど前、新聞を見たら、京都でも同じような対応をしているようなことが書いてあったので、動物愛護団体等とのやりとりとか、そういうことの中で国とか河川事務所レベルで何かそういう対応をしようということを決めたのか、その辺をちょっとお聞きしたい。ちょっとどうも皆さん、我々の行き来のある人たちは頭をひねっているというのが、出張所の看板に対してそういう具合に思っているというのが現状です。どうなんでしょうか。特に淀川で。すいません、猪名川の話ですけど。

○中谷委員長

それは今分かりますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 梅田）

猫の餌に関してどのような看板を設置しているかは、今分からないので、それは調べておきます。

○上田豪委員

枚方管内です。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 梅田）

枚方ですか。はい、分かりました。

○中谷委員長

例えば、次の点検の機会ではなしに、こういう実態やということが分かればちょっと早く発信して頂ければ。

○上田豪委員

多分、そういう団体とか、申し入れがあったんじゃないかなあと思うんですね。「命のことです」「動物愛護です」ということであつたと思うんです。それにきちっと対応できない中でそうなったんやと僕は思ったんやけども、京都でも、京都市でしたか府でしたか、そのような対応をしていることをね。問題としてじゃなしに、新聞報道の一部の中にそんなことが書いてあつて、「あれっ、同じ対応をしてるんやな」と。「これが今の新しい対応方法か。これはちょっと問題やな」というふうに思いましたのでちょっとお聞きしたんです。

○中谷委員長

結果として増えてしまうと、猫も却って将来不幸かもしれんし。

他にいかがでしょうか。

○須川委員

大きい方向性としては、まず野生動物に餌をやらんでおこうという方向になっているはずです。

○上田豪委員

ですよね。

○須川委員

はい。愛護の観点でといえども、いわゆる野良猫とか野犬というのはやっぱり管理の対象ですべきだし、自然の野鳥とか、そういうのにもすごい影響を与えていますので、だからそれは当然生物多様性保全の観点からも野良猫問題というのは見過ごすことはできない。そんな中途半端な対応はおかしいと僕は思います。

○中谷委員長

まずは実態を調べて頂いて。よろしくをお願いします。

そしたら、時間のこともありますので次のパートへ移らせて頂いて、その後で全体を通してというご意見がありましたらまたお伺いしますので。

資料－6の「利水」があと一つ残っておりますので、そちらの方の説明をお願いできますでしょうか。

・利水（桂川・猪名川）

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 事務所長 河南）

改めまして、淀川ダム統管の河南でございます。同様に座って説明させていただきます。

早速、資料の1ページをご欄頂きたいんですが、「環境に配慮した効率的な水利用の促進」、「渇水への備えの強化」ということでありまして、こちらにつきましても赤文字で「有り」というふうに記載している部分をポイントをかいつまんでご説明致します。

まず2ページでございますが、指標は「見直しと転用のためのルール作りの内容・件数」でございます。

前後しますけれども、この「利水」につきましては淀川水系全般ということでございます。

25年度につきましては、水利権量の減量など、見直しとなる更新はございませんでした。ちなみに、水利権更新件数は池田市、豊能町の2件ということでございます。水利権の見直し、あるいは転用のためのルール作りということには至らなかった訳でございます。今後、関係機関と調整を図る場を設立致しまして、利水者の意向を確認しながらそういったところの検討を進めますとともに、更新の機会を通じまして精査を行いまして、水利用の合理化に向けた調整を図りたいというふうに考えてございます。

参考までに申しますと、青の背景、塗り潰しの下のところでございますが、26年度につきましては、水利用のあり方についての検討を目的とした淀川水系水利用検討会を設置してございます。こちらにつきましては2回開催致しました。

ということで、繰り返しになりますが、今後そういった合理化に向けてより一層努めて参りたいというところでございます。

3ページをご欄頂きたいんですが、こちらは指標が「慣行水利権の許可水利権化の内容・件数」ということでありまして、下の表でございますが、トータルで220件ございます。そのうち、慣行水利権は42件ということであります。点検の結果というところで、許可水利権化に向けての申請書作成のサポート等を行った訳でございますが、許可化には至らなかったというところでございます。こちらにつきましても、引き続き更新時の協議等を通じて許可化の働き掛けを行って参りたいというふうに考えてございます。

続きまして、4ページですが、指標は「効率的な水利用のための検討内容」ということで、これは先ほど申しました利水者会議でやりまして、26年度は6月と27年2月の計2回開催してございます。このテーブルを利用して、今後水利用の活用のあり方について議論をして参りたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、5ページをご欄頂きたいんですが、指標が「住民・事業所等に対する啓発内容・回数」というところであります。公表の参考と致しまして、水資源機構関西・吉野川支社のホームページでございますが、こちらのホームページの方で淀川水系のダムの現在並びに平年の貯水率を図化したもの、あるいは琵琶湖の現在、そして平年の水位をリアルタイムとして公表をしております。今後も引き続き、節水協力という形で広報・啓発を実施して参りたいというふうに考えているところでございます。

6ページは、指標が「見直しによって効果をあげうる事案の調査検討内容」というところでございます。このグラフは、平成25年度の日吉ダム、桂川の上流に位置する日吉ダムの貯水容量の温存比較図ということでございます。少し見にくいかと思いますが、青の方

が仮に通年で従来どおり毎秒5 m³の確保流量を流した場合。場所は、新町下地点と言いまして、日吉ダムの下流、南丹市の八木町に位置するんですけれども、こちらでの確保流量を従来どおり通年毎秒5 m³の水を流しますと、青のような形で貯水率が低下しておった訳ですけれども、22年度から運用という形で1 m³減らしまして、毎秒4 m³の水を新町下地点目掛けて流して確保しているということで、こういう運用をすることによりまして、赤のラインに見られますように、最低貯水率が約60%という形で抑制することができたということでございます。いろんな有効活用という観点はあろうかと思えますけれども、日吉ダムにつきましては慢性的な渇水状況を改善するためにこういった運用を行っておるところでございます。天から頂いた恵み、大切に水を使用するという観点で温存をさせていただいてございます。併せて、かんがい用水としましても節水の各呼び掛けを実施したり、また舟運ということでは、急流部のところに土のうを積んで航路を確保して頂いたという、そういったご協力も頂いておるところでございます。こういった形で今後も利水者さん等の協力を頂きながら適切な運用に努めて参りたいというふうに考えているところでございます。

最後、7ページでございますが、こちらは「渇水調整の円滑化への取り組み」ということとございまして、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、検討会を昨年度立ち上げてございます。説明は先ほど申し上げたとおりでございます。

以上、簡単でございますが、「利水」の説明を終わらせて頂きます。

○中谷委員長

はい、説明ありがとうございました。

今も説明がありましたように、慣行水利なりの許可への切り換えというのはなかなか難しい状況にはあるというところですね。

あと、2回会議を開いて頂いたんですけど、例えばまずはどういう議論が始まったというか、各利水者さんもどういう感じだったでしょうみたいなところは、もし今言って頂ける分があればちょっと教えて頂けますでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川調査官 笠井）

じゃ、私の方から今の状況について。

これまで2回開催しておりますけれども、1回目の会議ではこういう形で検討会を立ち上げること、並びに議題について確認をして、それから議題の検討をしていく順番を確認しようということに致しました。それから、第2回目の会議、これは今年の2月に行

っておりますけれども、特に淀川水系における渇水調整の考え方についてということで、渇水調整ルールについて現状のものがこういうふうになっているということ、それからそれを変更するとすればこんなことが考えられるのではないかという10数パターンをお示しをし、それについて各利水者さんに持ち帰って頂いて今吟味を頂いていると、こういう状況でございます。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。洪水対策と違って、渇水時のことも考え、利用の予測というのはなかなか難しい状況で、そんなに短期間に何かを決めてということではないですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川調査官 笠井）

利水者さん、皆さんの中の合意の問題もあろうかと思しますので、まずは、ここに書いてあるように、構成機関の中でしっかりと議論をしていくということ。現状の認識と課題の認識というところから始めていかざるを得ないということですので、なかなか短期間の中でぱっと結論が出るというような問題ではなさそうであるという状況でございます。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

○平山委員

もう御存じのことかと思いますが、渇水に関する対策会議は、四国の早明浦ダムが同じような趣旨体制で、会議をしていると聞いたように思います。もしかしたら進め方や論点として参考になることもあるかもしれないという情報提供です。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。上田豪委員、どうぞ。

○上田豪委員

2点ございまして、1点は今の渇水対策というよりも慣行水利権、許可水利権の見直しの問題なんですけども、表はどこにありましたかな。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 河南）

3ページの下ですね。

○上田豪委員

ああ、そうですね。今の話もそうなんですけど、水道用水とか工業用水とか、こういうことが利水の主なものになってきて、それで渇水対策ということになるんですけども、そ

のために水道企業団とか各都道府県、整備局等々入っているということの今の利用者会議ということなのですが、実際の利用には農業用水にも使っている訳ですよ。農業用水は各県じゃなしに市町村とかが関連してくると思うんですけども、それに入っていないよなと思いました。

関連なんですけど、利水ということで農業用水に利用すると言うんですけども、これは決して農業用水道ではなしに、環境用水としての役目も果たしてるんですよ。特に淀川左岸なんかは、淀川左岸の流域は淀川から取った水が各町の中を流れていくと。以前は生活用水、農業用水として潤してた水ですけども、今は排水もあって両方が流れていると。そこへ淀川の水が入ってくるという意味で、非常に環境用水としての役目を果たしている訳ですね。だから、利水の観点だけから慣行水利権を許可水利権にやるということだけじゃない面があると思うんですね。制度的には非常に難しいところがあると思うんですけども、例えば私が住んでいるあたりのところは農業用水が流れていると。慣行水利権と許可水利権の圧縮するというのは分かるんですけども、圧縮の範囲内で今は済んでいる訳ですけど、圧縮というか、少ない水で十分環境用水としては賄っているんですけども、ただし、それがぜひ必要なかなという具合に思いますので、こういう中でもそんな観点は勘案してもらおうということが必要なのかなという具合に思います。

それからもう一点は、これは寝屋川なんですけども、寝屋川に浄化用水が本川から流れ込んでいると。これは以前にも、かつての流域委員会でも非常に議論になったと思うんですけども、そこに水が流れるのが、枚方の水位が高くなったときに一定の水位を本川で超えたら余剰水として流してあげるよという具合になった。そもそも万博のときにあんな汚い水を外国人に見せられないということで、ある意味、言い方は変ですけど、薄め水として京橋口での環境基準を満足するようになったということなんですよ。ただ、流域には親水施設もあって、 $10\text{m}^3/\text{s}$ も一遍に流れたら非常に危ないという状況になっているんですね。それで半分ぐらいにならんかとか $3\text{m}^3/\text{s}$ ぐらい常時流されへんかという話をすると、下流の新淀川の方の水質の問題とか渇水の問題があるからというような話が出てくると思うんですけども、こういう水の利用について、水利権があるというだけじゃなしに、新しい施設ができて、それも市民参加でできたりしているところはなるべくこの河川法の改正の趣旨を生かす中で、どうしたら生かせるのか、少ない水で常時流すのかとかというようなことをね。例えば、僕らが提案しているのは、夜に流したらどうやねんと。総量が流れたらいいので、関係者なり大阪府が調査する昼間に環境基準を満足するというだけで注

目しなくても、夜中も流して、電気代も少なく流したら安く済む訳ですから、夜の電気も使うということで非常に夜間電力も使うとか、いろんな工夫をしながら、何かそういう川と人とのつながりができたような施設が有効に活用できるような方法を検討して頂けたらなど。この場で言うやつなんかはよう分からないんですけども、慣行水利権、許可水利権の関係でちょっと思いましたので意見を述べておきたいし、検討して頂きたいなと思います。以上です。

○須川委員

上田委員の言葉の中に環境用水という言葉が出てきて、多分この「利水」の中に環境用水という言葉はどこにもないんですよ。ほんで、上田委員は環境用水の本で何書か書いておられるんで私はそれも読んでいるんですが、今の上田委員の意見だったら農業用水の中に環境用水というのが含まれているという話なんで、やっぱりそういう切り口の視点というのが何かこれに絡んでくるのかなと私も思いましたということです。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

そしたら、時間の都合もありますので次へ移らせて頂いて、その後、今日の全体を通してどうかということがありましたらもう一度機会を作らせて頂きます。

2) 進捗点検結果に対する主なご意見

○中谷委員長

一応6番目まで終わりましたので、あと議事の2番目なんですけど、進捗点検結果に対する意見ということでまとめて頂いています。資料は7と、あと参考資料がありますが、これについて説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 野口）

はい、ご説明させていただきます。先ほどお話がありました資料-7と参考資料-1。

内容的には、7の方は流域の地域委員会での議論。これは2回目までの議論を取りまとめてございます。これは一応、今日の3回目の議論を踏まえて事務局の方で追加記入をさせて頂いて、改めて皆さん方にご確認をして頂くと。それを踏まえて公表していくというふうなことを考えておりますので、ご協力よろしく申し上げますということです。

それから、参考資料-1の方は、いわゆる地域委員会と専門家委員会の中でどういう議論があるかというところを比較して見られるように一覧表にしてございます。内容につ

きましては同じ内容が記載されている状況であります。

以上、よろしく申し上げます。

○中谷委員長

はい、説明頂きましてありがとうございます。

過去2回分を取りまとめて頂いております。本日ここで逐一目を通してということではなしに、今日の議論もいずれ近いうちにまとめて頂いて提示して頂けると思いますので、また委員の皆様にお目通し願って、今日の議論もそうなんですけど、過去の分についても「やっぱりちょっとここは言い足りない部分があるよ」というようなこともありましたら、それを含めて追記して頂くとかいうことも。よろしいですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川調査官 笠井）

（うなづく）

○中谷委員長

はい。ということもありますので、再度目を通して頂いて。もちろんホームページには議事録が載っておりますので、その辺も参考にしながら、再度これを取りまとめていくということにさせて頂ければと思います。

今のこの2つの資料の件について、委員の皆様、何かご意見とか。はい、どうぞ。

○平山委員

これは、地域委員会と専門家委員会が出された主な意見が入っていると思います。確か地域委員会と専門家委員会の代表者がお話しする場があったんじゃないかと思うんですけども、あるんですか。

○中谷委員長

はい、あります。

○平山委員

そこではどういうお話をされて、そこで委員長同士がお話しされたことはどういうふう
に結果として出てくるんですか。

○中谷委員長

まとめて頂いたやつを委員長2人が変えてということはもちろんありません。それで、志藤さんと私と専門家委員会の中川さんと竹門さんの4人と、あともちろん整備局さん同席の上で出て頂いて、こういうふうにまとめますよということと、主なところは、そういうことを踏まえて、次の点検のやり方ね。さっきも議論がありました「こういう切り口で

どうなん？」というような、そこら辺を整備局さんとお話をさせてもらっているということです。なので、「次そういう機会があったら、これだけは言うとか」ということがありましたら、また。まあ、ここでの議論は100%ということは難しいので、例えばこのまともてもらったことについての意見でも結構ですし、こういうことはそういう場で議論して欲しいというようなことがありましたら、その旨をまたお伝え頂ければというふうに思います。

○志藤副委員長

今、委員長のおっしゃったとおりなんですけど、主には両方の意見がこういうのが出ていますよという整理の仕方の打ち合わせがこれまでは割と主だったので、結果に関してはこのとおり、そこで話した結果としてこういうものが出ているというふうにご理解頂けた方がいいかなというように思います。

○平山委員

はい、ありがとうございました。

○中谷委員長

そうしましたら、今の2つの資料の扱いについては、今後またまとめて頂いて、それを確認して、最終的にまとめて頂くという手順になろうかと思しますので、そこをよろしくお願いします。

そうしましたら、今日全体を通してもし、ここが言い足りないよとか、さらに意見を言っとこうというようなことがありましたらお伺いしますが、いかがでしょうか。・・・そしたら、この場でなくても、また事務局宛てにメールとかでお気づきの点がありましたらご指摘頂ければと思います。

3) その他

○中谷委員長

それでは、ちょっと予定の時間が大分過ぎちゃいましたが、これから傍聴の方から意見がありましたらお伺い致しますので、ご発言希望の方はお名前と、団体なりありましたらご所属をお話しの上、お願い致します。ちょっと時間もありますので、3分程度ぐらいにまとめて頂いてお願いできますでしょうか。

○一般傍聴者（木村）

尼崎市の木村と申します。

今日の資料は傍聴席の私だけがカラーになりまして、皆さんがモノクロになって逆になっちゃったんですが、特別な扱いをしろと言った覚えはありませんので普通の扱いにして頂いたら結構です。

それから、この猪名川につきましては、私自身がフィールドにしていた関係がありまして、細かいことを言うと大量にあります。ただ、それを言う訳にもいきませんから簡単に行きます。

「人と川とのつながり」で言いますと、4ページになりますかね。このクリーン作戦は流域ネット猪名川がやっているものであって、猪名川河川事務所がやっているものではありません。猪名川河川事務所の所長さんの動きは極めて鈍いです。淀川に比べましてね。淀川の所長さんと比べますと、猪名川河川事務所さんの協力は極めて鈍い。特に、集めたゴミの処理の問題ですね。地方自治体の協力を得なければならぬんですが、その辺の協力に対してもう少し積極的に河川事務所の方で協力して欲しいなというのがあります。

その次、河川レンジャーもいろいろあるんですけども、河川レンジャーそのものにつきましては私は当初の議論から全て存じてはいるんですが、亀井さん、このままでいいんですか。猪名川の河川レンジャーはこのままでいいんですか。いや、答えはいいです。河川レンジャーの中で同じ名前を使いながら淀川とはかなり大きく違っているのが猪名川です。淀川モデルというのが前回のときたしか資料が出てたと思いますけども、同じ河川レンジャーと言いながら活動内容、あるいはそのレンジャーの決め方も含めて一番大きく変わっているのが猪名川です。私、猪名川はこのままではいけないと思っているんですが、亀井さんはどう思っているのか。まあ、それは別に後でも、いつでも結構です。

それから、その他ようけあるんですけど、治水の河床掘削が出ていましたけども、藻川と猪名川の合流点の部分は出ていましたけども、分岐点の掘削は終わったんじゃないですかね。猪名川と藻川の分岐点の掘削は昨年度で終わったはずだと思うんですが、それがまるっきり触れられていませんが、どうなんですかね。それは終わったのか、まだなのか、それだけちょっと聞かせてください。

○中谷委員長

本日の資料は25年度の点検の資料なので、26年度分についてはいずれまたと思いますが。

○一般傍聴者（木村）

なるほど。ああ、そうですか。まあ、今ようやく終わったところだと思います。それで、この中で、1つは環境の問題。1万2,000㎡のアレチウリの除去を行ったというのがあつ

たと思いますけども、これが河床掘削の結果なのかどうかというのがちょっと問題になっていたと思います、専門家委員会の方で。だから、この辺ももう少しはっきり河床掘削によってどうなったのかというのが必要かなと思います。

それから、次年度といっても、まだこれは3年後ぐらいになるんですかね、猪名川を審議するのは。したがって、猪名川の問題はもうそのままほっとかれることになるのかなと思うんですが、水質の問題もありますし、分岐点の河床掘削の結果をきちっとこの委員会で検討してもらわないかんのやないかと思います。

併せて、治水については、余野川ダムを中止した段階で河床掘削で対応するという事になったはずです。その河床掘削は終わったのかどうか。余野川ダムを中止したことによる河床掘削ですね。それは残っているのか終わったのか、その辺もきちっと書いてもらわないかんのちゃいますかね。

その他いろいろありますけども、津波の対策が出ていますけども、津波よりも高潮を重視すべきだというのは以前私も述べたかと思いますが、昭和8年の第一室戸台風ではJR尼崎駅前が高潮が5.1m来ています。津波は5.1mまで上がってきませんね。今の資料を見ますとね。ですから、この高潮対策、台風対策を重視する必要があるんだろうと思うんですけどね。

その他細かいところを挙げるとたくさんありますが、とりあえずここまでにしときます。

○中谷委員長

はい、ご意見ありがとうございました。また委員会でも今の意見を参考にさせていただきますし、今後の議論にも参考にさせていただきますし、管理者さんの方でも、先ほどお尋ねの件がありましたが、多分それはこの機会でなくても、ホームページなりで事業の進み具合とかは随時公表して頂いていると思いますので、その辺もご確認頂いてということで。今ご発言頂きましたが、もしいっぱいあるということがありましたら、またメールなりでも受け付けて頂いておりますので、そういうところを利用しながらよろしくお願ひしたいと思います。

他にご意見を述べられたい方はおられますでしょうか。・・・ないようでしたら、委員会の私の進行はここまでとさせていただきます。

そしたら、事務局の方へマイクをお返しします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 矢野）

はい、どうもありがとうございました。

ここで1点修正させて頂きたいのが、もう上田耕二委員は帰られたんですけども、先ほど「人と川とのつながり」のところで「川と人」というふうなところで間違いじゃないかと。今、整備計画の方を見ますと「人と川とのつながり」の中に「日常からの川と人とのつながりの構築」というふうに書かれておりまして、それを忠実に書かせて頂いておりますので、ご了承頂きたいと思います。

3. 閉会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 矢野）

それでは、本日の議事録は、事務局で取りまとめて各委員にご確認頂いた後にホームページで公開させていただきます。

次回の日程は後日調整させていただきますので、また各委員の方、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、これで平成26年度淀川水系流域委員会地域委員会の第3回を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

[午後 5時31分 閉会]